

ニッポン学びの海プラットフォーム会合（第4回）議事概要

- ◆ 日時：令和7年6月27日（金） 10時00分～12時00分
- ◆ 開催形式：オンライン会議（Microsoft Teams）
- ◆ 参加者：参考資料1ご参照のこと。

1. 海洋教育に関する取組の紹介

[内閣府が資料1－1、文部科学省が資料1－2、農林水産省が資料1－3、国土交通省が資料1－4、環境省が資料1－5、防衛省が資料1－6、笹川平和財団が資料1－7の説明をそれぞれ行った。]

2. 今後の取組（自由討議）

[ニッポン学びの海プラットフォームにおいて共有することが効果的と思われる情報、参画する関係府省・団体等で連携強化することが効果的と思われる取組等について、意見交換を行った。概要以下のとおり。]

- 関係府省や日本財団・笹川平和財団において海洋教育に役立つ教材を作成されていると思うが、作成した教材を学校現場で活用してもらう際、学校側で活用してもらうための苦労や課題があると考ええる。作成した教材を学校で活用してもらう際に苦労した場合はなぜなのか、課題を調べるとともに、どのようにすれば活用してもらえるのか等、成功事例を調べて、このプラットフォームの場で共有すれば良いのではないかと考える。また、国民が海に親しみを持てるようにするための海洋教育と、研究者や船員等、専門人材を育成するための海洋教育があると思う。それぞれの成功事例をこの会合の場で共有していく事も大事である。
- 関係府省や関係機関が行っている取組を、世代別・内容別等に一覧にしてみると良いのではないかと考える。関係府省の連携強化については、子ども霞が関デーのような、子ども・若者向けのイベントにおいて共同でブースを出展する等が良いのではないかと考える。
- 文部科学省経由で学校側へ普及広報できたおかげで、取組内容に関する問い合わせが増えた。学校側へのアプローチとして、行っている取組について関係省庁経由で普及広報ができればと考えている。
- 海に関する体験学習（例：里海に関する海洋教育）を実践する方に話を伺ったところ、修学旅行先として学校の受入を行った経験があるが、人的・金銭的に受け入れられる学校数には限界があるとのこと。また、海に関する体験学習を学校に活用してほしいと思っても、体験学習を実施する側はどこに売り込めば良いか、相談すれば良いか分からないとのこと。施設の利用者が増えれば、人員が増え、財源も増えると思うので、海洋教育を実施する施設が全国の学校へ普及広報する際の手助け（例えば普及広報する場を提供する等）となる取組を考えるのは如何かと考える。
- 海洋教育を推進する根拠となる法律は、海洋基本法である。海洋基本法が制定されてから、もうすぐ20年となり、海洋教育に関する事例は、民間団体のものも踏まえ蓄積されていると考える。この会合の場では、関係府省や団体が行っている取組の共有に限らず、今後の海洋教育をどうしていくのか、政策的な点について議論するのは如何かと考える。海洋教育に限らず、海洋に係る様々な課題等も踏まえながら、どのような海洋教育を推進していくべきか議論することが大切であると考えている。

- 国としての海洋教育に関する方針、これは海洋教育を実践する者にとって非常に重要。学校の先生方には、明確な目的をもって「海を教えることの意義」が伝わっていないと感じる。国レベルで海洋教育の方針や方向性を示す、これが非常に現場を動かす力になると考える。海洋立国とは何か、そのための海洋教育は何か、国民として海とどうあるべきか、国から方針や方向性を発信することが大切。
- 普及広報（関係省庁・関係機関が持つコンテンツを世代別にまとめリーフレットを作成する等）、省庁横断的に取り組んだ方が効率的・効果的なものについては、内閣府海洋事務局でも引き続き検討していきたい。また、ニッポン学びの海プラットフォームで取組の共有に限らず、海洋教育に係る政策的な議論が行えるよう、様々な情報収集・整理を行ったうえで、関係省庁・団体に意見を伺っていければと考えている。
- 海洋教育の実践をマップ化する（どこで誰が何をやっているかを把握する）ことも大事。今後の取組として検討してほしい。

3. その他

- 第5回会合は来年度の上半期に開催予定。開催日程や議題等については、開催時期が近づいてきたら関係府省・関係団体へ相談する。

以 上